

# 楽天 FX 取引規定

(店頭外国為替証拠金取引)

楽天証券株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第 195 号

<b>楽天 FX 取引規定</b> .....	1
(店頭外国為替証拠金取引) .....	1
楽天 FX 取引規定の目的 .....	3
第 1 条    自己責任の原則 .....	3
第 2 条    楽天 FX 口座.....	3
第 3 条    楽天 FX のリスク及び取引方法等 .....	4
第 4 条    証拠金.....	4
第 5 条    期限の利益の喪失.....	4
第 6 条    支払不能又は不能となる恐れがある場合等における処理 .....	5
第 7 条    差引計算 .....	5
第 8 条    担保物の処分.....	6
第 9 条    占有物等の処分 .....	6
第 10 条   充当の指定.....	6
第 11 条   遅延損害金の支払い .....	6
第 12 条   決済条件の変更 .....	6
第 13 条   取得情報の個人利用等.....	6
第 14 条   債権譲渡等の禁止 .....	6
第 15 条   公租公課 .....	7
第 16 条   利息.....	7
第 17 条   政府機関等宛て報告書等の作成及び提出.....	7
第 18 条   届出事項の変更 .....	7
第 19 条   通知の効力.....	7
第 20 条   免責事項.....	7
第 21 条   契約の解除.....	9
第 22 条   サービス利用の制限 .....	9
第 23 条   当社による精算 .....	10
第 24 条   報告 .....	10
第 25 条   損害賠償の制限 .....	10
第 26 条   サービス内容の変更 .....	10
第 27 条   クーリングオフ制度 .....	10
第 28 条   適用法.....	10
第 29 条   合意管轄.....	10
第 30 条   規定の変更.....	11

## 楽天FX取引規定の目的

楽天FX取引規定（以下、「本規定」という）は、お客様と楽天証券株式会社（以下、「当社」といいます）との間で行う店頭外国為替証拠金取引（「楽天FX取引（店頭外国為替証拠金取引）」をいい、以下、「楽天FX」という）に係る権利義務及び楽天FXの利用に関する取決めを定めるものです。

### 第1条 自己責任の原則

お客様は、楽天FXを行うにあたって、当社が金融商品取引法第37条の3の規定に基づきお客様に交付する「楽天FX 契約締結前交付書面（店頭外国為替証拠金取引）」（以下、「楽天FX 説明書」といいます）によりご説明する金融商品取引法（以下、「金商法」といいます）第2条第22項第1号に定める店頭デリバティブ取引に係る店頭外国為替証拠金取引の特徴、取引の仕組み等の取引に関する内容及び本規定並びにその他当社が別に定める総合証券取引約款、その他付随又は関連する規定、規則、取引ルール等（以下、「約款等」といいます）の内容を十分にご理解のうえ、お客様の判断と責任において取引を行っていただくものといたします。

### 第2条 楽天FX口座

お客様は、楽天FXを行うにあたり、店頭外国為替証拠金取引口座（以下、「楽天FX口座」といいます）を開設するものとします。当該楽天FX口座の開設において、金商法その他の関係法令及び一般社団法人金融先物取引業協会の規則を遵守するとともに、本規定に掲げる事項を十分に理解・承諾し、これを証するため、「確認書・告知に係る申請書」を差し入れることとします。

2. お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）その他の関係法令の定めに従って、口座を開設するとき、共通番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号又は同条第15項に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令が定める場合に、お客様の共通番号を当社にお届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。
3. 楽天FX口座は、楽天FX説明書に定める取引に係る全ての事項について管理するものとします。
4. 楽天FX口座は、原則、一名義一口座とし、次に掲げる要件をすべて満たす場合に楽天FX口座の開設をお申し込むことができるものとします。なお、当社は、お客様から楽天FX口座の開設のお申込を受けた際、当社所定の審査を行い、当該審査の結果口座開設をお断りする場合があること、及びその場合の理由を開示しないことについて、お客様は、予め承諾するものといたします。
  - ① すでに当社の約款・規定に基づく総合証券取引口座を開設していること又は、総合証券取引口座の開設のお申込と同時に本取引のお申込を行うこと。
  - ② 口座開設時に100万円以上の金融資産を有していること
  - ③ 本規定及び「楽天FX」に関する説明書を読み、本取引の特徴、仕組み及びリスクについて十分理解し自己の判断と責任において自己の資金により自己のためにお取引いただけること
  - ④ 本規定及び本取引に関するルール並びに当社の関連する他の約款・規定の内容を承諾いただけること
  - ⑤ 当社から電話及び電子メールにて常時連絡が取れること
  - ⑥ インターネットをご利用いただけること
  - ⑦ ご自身の電子メールアドレスをお持ちであること（利用可能なものに限る）
  - ⑧ 当社が定める電子的な方法による楽天FX口座の開設手続き、当社が交付する書面について電

磁的な交付(電子交付)に同意いただけること

- ⑨ 総合証券取引口座その他の口座等にて不足金がないこと
- ⑩ 前各号のほか当社が定める要件

### 第3条 楽天 FX のリスク及び取引方法等

楽天 FX に係るリスク、取引方法その他取引において必要となる事項等(以下「取引ルール等」といいます。 )については楽天 FX 説明書に定めるとおりとします。お客様は、当該取引ルール等の内容を承諾し、当該取引ルール等に従って取引を行うものとします。なお、取引ルール等が改正された場合も同様といたします。

### 第4条 証拠金

お客様が差し入れる証拠金は、お客様が当社に対して負担する楽天 FX に係る一切の債務履行の担保を目的とすることを理解し、承諾するものとします。

- 2. 当社は、楽天 FX に係る証拠金をお客様から受領した場合、「取引報告書兼証拠金受領書」を電磁的方法によって交付いたします。
- 3. お客様は、新規に楽天 FX を開始してから決済を行うまでの間、当社が定めるお客様のポジションに係る維持すべき証拠金の額（以下「必要証拠金」といいます。）以上の証拠金を、楽天 FX 口座に維持しておくものとします。
- 4. 当社は、経済情勢の変化等に伴い必要証拠金の額を変更できるものとします。なお、必要証拠金の額を変更したときは、お客様のポジションに係る必要証拠金に対しても変更後の必要証拠金の額を適用するものとします。
- 5. お客様は、前各項に定めるほか、楽天 FX に関わる証拠金については、当社の定めるところに従うものとします。

### 第5条 期限の利益の喪失

お客様が、次に掲げる事由のいずれかに該当することとなった場合には、当社から通知、催告等がなくても、お客様は当社に対する楽天 FX に係るすべての債務について期限の利益を失い、直ちに当該債務を弁済するものとします。

- (1) 支払の停止又は破産、会社更生・民事再生・個人再生手続開始若しくは特別清算開始の申立があったとき
- (2) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき
- (3) お客様の楽天 FX に係る債権又はその他一切の債権のいずれかについて仮差押、保全差押又は差押の命令、通知が發送されたとき
- (4) お客様の楽天 FX に係る債務について差し入れている担保の目的物について差押又は競売手続の開始があったとき
- (5) 外国の法令に基づく前各号のいずれかに相当又は類する事由が生じたとき
- (6) 氏名・住所変更の届出を怠るなどお客様の責に帰すべき事由によって、当社にお客様の所在が不明となったとき
- (7) 心身機能の重度な低下により、本取引の継続が著しく困難又は不可能となったとき

(8) お客様が死亡されたとき

2. お客様が、次に掲げる事由のいずれかに該当することとなった場合には、当社の請求によって、お客様は当社に対する楽天 FX に係るすべての債務について期限の利益を失い、直ちに当該債務を弁済するものとします。
  - (1) お客様の当社に対する本取引に係る債務又はその他一切の債務のいずれかについて一部でも履行を遅滞したとき
  - (2) お客様が当社に対する債務（ただし、本取引に係る債務を除きます。）のために差し入れている担保の目的物について、差押又は競売手続の開始（外国の法令に基づくこれらのいずれかに相当又は類する事由に該当した場合を含む。）があったとき
  - (3) お客様が本規定、楽天 FX 説明書又は約款等のいずれかに違反したとき
  - (4) 前各号のほか当社が保有する債権の保全を必要とする相当の事由が生じたとき

## 第6条 支払不能又は不能となる恐れがある場合等における処理

お客様が前条第 1 項各号のいずれかに該当したときは、当社は任意に、お客様への事前連絡やお客様の承諾を得ることなく、お客様の楽天 FX に係るすべての建玉について、これを決済するために必要な反対売買を、お客様の計算において行うことができるものとします。

2. お客様が前条第 2 項第 1 号に掲げる債務のうち、楽天 FX に係る債務について一部でも履行を遅滞したときは、当社は任意に、お客様への事前連絡やお客様の承諾を得ることなく、当該遅滞に係るお客様の本取引に係るすべての建玉を決済するために必要な反対売買を、お客様の計算において行うことができるものとします。
3. お客様が前条第 2 項各号のいずれかに該当したときで、当社から請求があった場合には、当社の指定する日時までに、お客様が楽天 FX 口座を通じて行っているすべての楽天 FX に係る建玉を決済するために必要な反対売買等を、当社に発注するものとします。（前項の規定により、当社が反対売買を行う場合を除く。）
4. 前項の日時までに、お客様が反対売買の発注を行わないときは、当社が任意に、これを決済するために必要な反対売買等を、お客様の計算において行うことができるものとします。
5. 前各項の反対売買等を行った結果、不足金が生じた場合には、お客様は当社に対して、その額に相当する金銭を直ちに支払うものとします。

## 第7条 差引計算

お客様は、当社との一切の取引において、期限の到来、期限の利益の喪失その他の事由によって、お客様が当社に対する債務を履行することとなった場合には、その債務とお客様の楽天 FX に係る債権およびその他一切の債権とを、その履行の期限にかかわらず、お客様に事前に通知することなく、いつでも当社は相殺することができるものとします。

2. 前項の相殺を行う場合には、当社は事前の通知及び所定の手続きを省略し、お客様に代わり諸預け金の払戻しを受け、債務の弁済に充当することができるものとします。
3. 第 1 項及び前項によって差引計算をする場合、債権債務の利息、損害金等の計算についてはその期間の計算実行の日までとし、債権債務の利率については当社が定める利率によるものとします。また差引計算を行う場合、債権及び債務の通貨が異なるときは当社の指定する為替レートで両替するものとします。

## 第8条 担保物の処分

お客様が本規定に基づき当社に対し負担する債務を当社が定める期限までに履行しないときは、お客様が当社に対して差し入れている証拠金等の担保物について、あらかじめお客様へ通知、催告等を行わず、かつ法律上の手続きによらないで、お客様の計算において、当社の任意で処分し、その取得金から諸費用を差し引いた残額を法定の順序にかかわらず債務の弁済に充当することができるものとします。また当該弁済充当を行った結果、お客様が当社に対し残債務を有する場合には、お客様は直ちに弁済を行うものとします。

## 第9条 占有物等の処分

お客様が楽天 FX において当社に対し負担する債務を履行しなかった場合には、当社が占有し、又は社債、株式等の振替に関する法律（平成 13 年法律第 75 号）に基づく口座に記録しているお客様の外国通貨、有価証券、その他の動産等を当社の任意で処分できるものとし、この場合すべて前条に準じて取り扱われるものとします。

## 第10条 充当の指定

お客様が債務を履行する場合、お客様が当社に差し入れた担保物がおお客様の債務の全額に比して不足しているときは、当社は、当社が適当と認める順序及び方法により当該債務へ充当することができるものとします。

## 第11条 遅延損害金の支払い

お客様が当社に対する債務の履行を怠ったときは、当社の請求により、当社に対し履行期日の翌日より履行の日まで、年 14.6%の率を上限とする遅延損害金を支払うものとします。

## 第12条 決済条件の変更

お客様は、天災地変、為替市場の激変その他やむをえない事由により、当社が決済条件の変更を行った場合には、その措置に従うものとします。

## 第13条 取得情報の個人利用等

当社から媒体の如何にかかわらず直接的又は間接的に取得したデータ、ニュース、コンテンツ及びその他の情報等は、お客様ご自身の私的使用又はその他の法律によって明示的に認められる範囲を超えて、これらの情報等を利用（複製、改変、アップロード、掲示、送信、頒布、ライセンス、販売、出版等を含む）することを禁止するものとします。

2. 当社が提供する情報は、お客様の投資に関する断定的判断又は売買の勧誘を目的としたものではありません。

## 第14条 債権譲渡等の禁止

お客様が当社に対して有する債権は、これを他に譲渡又は質入れ、その他処分をすることはできないものとします。

## 第15条 公租公課

お客様は、楽天 FXに係る公租公課をお客様自身の負担により支払うものとします。

## 第16条 利息

当社は、本取引に関しお客様が当社に差し入れた為替証拠金、本取引により生じたお客様の売買差益金その他本取引に関する金銭に対しては、付利をいたしません。

## 第17条 政府機関等宛て報告書等の作成及び提出

お客様は、当社が法令等に基づき要求される場合には、お客様の取引及びその他の情報について政府機関等あてに報告することに異議を述べないものとします。この場合、お客様は、当社の指示に応じて、当該報告書その他の書類の作成に協力するものとします。

2. 前項の規定に基づく報告書その他の書類の作成及び提出に関してお客様に発生した一切の損害については、当社は免責されるものとします。

## 第18条 届出事項の変更

お客様が当社に届け出たお客様の氏名、名称、住所、事務所の所在地、共通番号、電話番号、電子メールアドレス、銀行口座又はその他の事項に変更があったときは、お客様は、当社所定の手続きにより、遅滞なくその旨を当社に届け出るものとします。

2. 当社が指定したログイン ID、パスワード等を失念し又は喪失した場合は、速やかにその旨を当社に届け出るものとします。
3. 前各項の届出があった場合、当社は、戸籍抄本、印鑑証明書その他必要と認められる書類等をご提出いただくことがあります。
4. 第 1 項又は第 2 項のお届出があった場合、当社は所定の手続きを完了した後でなければ、お客様からお預かりしている資金の返還請求には応じられません。

## 第19条 通知の効力

当社は、お客様が当社に届け出たお客様の氏名、住所又はお客様の電子メールアドレスあてに諸通知をお送りいたします。ただし、当社の責に帰さない事由により未達、遅延、延着等があった場合は、通常到達すべき時に到達したものとします。

## 第20条 免責事項

次の各号に掲げる事由によりお客様又は第三者に発生した損害又は損失若しくは費用（以下、本条において「損害等」といいます。）については、当社は免責されるものとします。

- (1) 天災地変、政変、同盟罷業、外貨事情の急変等、非常事態（戦争、クーデター、金融危機、市場閉鎖、その他これに類する事由）等の不可抗力と認められる事由により、楽天 FXにおける注文の執行(ロスカット、強制決済に伴うものを含む。)、金銭の授受又は事務手続き等が遅延し、又は不能となったことにより生じた損害等
- (2) 外国為替市場の閉鎖、休場又は開場若しくは規則の変更等の事由により、当社がお客様の楽天 FXに係る注文に応じ得ないことによって生じた損害等
- (3) 国内の休日、当社の取扱い時間外又は当社が行うシステムのメンテナンス等により、当社が

- お客様の楽天 FX に係る注文に応じ得ないことによって生じた損害等
- (4) 電信、インターネット、電話回線又は携帯電話設備若しくは郵便等の通信手段における誤謬又は遅延等の当社の責めに帰さない事由により生じた損害等
  - (5) 通信回線、通信機器、ソフトウェア及びコンピュータ機器等の障害、瑕疵並びに第三者の妨害による情報伝達の遅延、不能又は誤作動が生じたことにより生じた損害等
  - (6) 当社の提示レートがマーケットの実勢レートから明白に乖離したと当社が認め、お客様の注文を執行しなかったこと、または当社が提示レートの訂正又は取消を行ったことにより生じた損害等
  - (7) 次に掲げる項目に該当し、当社の判断において約定の訂正又は取消を行った場合により生じた損害等
    1. 当社が不正と認めた取引において約定した場合
    2. 提示レートがマーケットの実勢レートから明白に乖離していると当社が認めた当該提示レートで約定した場合
    3. システム障害等が発生している際に約定した場合
    4. お客様が本規定及び楽天 FX 説明書のほか、当社の総合証券取引約款、その他付随関連する規定、規則、取引ルール等（以下、「約款等」といいます）について違反した場合
    5. その他、当社が必要と認める場合
  - (8) 相場状況の急変等によりスプレッド幅が広がる、スリッページの発生、又はロスカットや強制決済の執行等により意図した取引できないこと、または意図しない取引が成立することに伴う損害
  - (9) 当社が提供する情報等の誤謬、停滞、省略及び中断により生じた損害等
  - (10) お客様のログイン ID、パスワード等をお客様ご自身が入力したか否かにかかわらず、あらかじめ当社に登録されているものとの一致を当社が確認し、そのうえで行われた取引により生じた損害等
  - (11) その事由の如何を問わず、お客様のパスワード等又は取引情報等が漏洩し、盗用されたことにより生じた損害等
  - (12) 当社に登録されているお客様のログイン ID、パスワードとお客様が入力されたログイン ID、パスワード等が一致しなかったために取引が行えなかったことにより生じた損害等
  - (13) お客様が本規定、楽天 FX 説明書又は約款等において、当社の故意又は重大な過失に起因するものでなく、誤解し又は理解不足であったことにより生じた損害等
  - (14) お客様が当社に届け出た情報に変更があり、当該変更の内容についてお客様から当社にお届けがないことにより、当社がお客様の取引注文を受け付けず若しくは執行せず、若しくはお預かりした金銭等を返還しなかったことにより生じた損害、又は楽天 FX に係る当社の一部又は全部の処理又は手続き等が不能又は遅延したことにより生じた損害等
  - (15) 当社が提供する情報は、その正確性、完全性及び信頼性の明示の有無にかかわらず、それを保証するものではありません。当社が提供する情報の利用により生じたお客様の一切の損害等及びその原因の如何を問わず、通信機器、通信回線、商用ネットワーク、コンピュータ等の障害によって生じた情報等の伝達遅延、中断及び誤謬、欠陥等の状況の如何にかかわらず生じた損害等



- (16) やむを得ない理由による、当社が本取引に係るサービスを停止し又は中止したことにより生じた損害等
- (17) お客様が出国し国内非居住者になるお申し出を受け、当社の任意で建玉を決済したことにより生じた損害等

## 第21条 契約の解除

お客様が次の各号のいずれかに該当する場合、又は期限の利益の喪失事由に該当した場合、当社は楽天FXに係る全ての契約を解除することができるものとします。

- (1) お客様が、本規定、楽天FX説明書又は約款等及び法令諸規則等のいずれかに違反したとき
- (2) お客様が楽天FXの口座開設の要件を満たさなくなったとき
- (3) お客様が総合証券取引口座の解約の申出をなされたとき
- (4) お客様において楽天FXにかかる価格等の情報の取得方法又は利用方法が不適切であると当社が判断したとき
- (5) お客様の当社に対する債務について、一部でも履行を遅滞したとき
- (6) お客様が届出事項の変更に係る届出を行わないとき、
- (7) 当社が定める期間において、楽天FXに係る取引、残高等を基準とした一定の条件を満たさないとき
- (8) 心身機能の低下等により、楽天FXにおいて取引の継続が著しく困難又は不可能と当社が判断したとき
- (9) お客様が楽天FXにおいて仮名取引又は借名取引若しくはその疑いがある取引を行った当社が判断したとき
- (10) 楽天FX口座の名義人を強要し第三者の意思により楽天FX口座を開設し、又は取引していたこと、若しくはその疑いがあると当社が判断したとき
- (11) お客様が楽天FX口座の開設時に届け出た情報が虚偽又は提出書類が真正でないと当社が判断したとき
- (12) お客様の楽天FX口座が法令や公序良俗に反する行為に利用されたとき、又はその恐れがあると当社が判断したとき
- (13) 当社がお客様に対し、本人確認書類の再提示を求めたにもかかわらず、お客様がそれに同意又は承諾されないとき
- (14) その他当社が定める総合証券取引約款第53条（解約事由）に掲げる事項に該当したとき
- (15) 他のシステム等を利用して楽天FXに係るサービス又はシステム等を不正に操作し、若しくは改変等を行い取引したとき又はそのような取引があったものと当社が判断したとき
- (16) 取引の方法の如何にかかわらず、当社が、短時間における連続した取引、インターバンク市場の混乱を招く取引、当社のカバー取引に影響を及ぼす取引、または、過度な取引等不適切な取引であると判断したとき又はその虞があるとき

## 第22条 サービス利用の制限

当社は、お客様が、前条第1項各号に該当すると判断した場合、その他楽天FXを行うことが不適当と判断した場合には、事前の通告なくお客様の楽天FXに係るサービスの利用を制限し又は禁止することができるものとします。

2. 当社がおお客様の楽天FXに係るサービスの利用を禁止した場合には、お客様は直ちに期限の利益を喪失します。

## 第23条 当社による精算

当社とおお客様との楽天FXに係る全ての契約の解除は、次の各号に定めるとおりとします。

- (1) お客様の楽天FX口座において建玉及び証拠金等の残高がある場合は、原則、お客様ご自身で建玉を決済し、総合証券取引口座へ振替出金等の手続きを行うものとします。ただし、お客様が当該手続きを履行しない場合、又はお客様への連絡が不達の場合は、当社の裁量によりお客様の計算において当該手続きを行うものとします。なお、当社の裁量において当該手続きを行った場合でも、当該手続きに係る処理の方法及び時期並びにその結果等の全ての事項について、お客様は一切の異議を申し立てないものとします。
- (2) お客様の契約解除に伴う手続きを行った結果、楽天FX口座において損失等が生じ証拠金に不足金が生じた場合、お客様は、当社が交付する楽天FX説明書「[1.はじめにお読みください](#)」の「[7.決済損金の不足](#)」に定める手続きをとるものとします。なお、当該手続きの不履行によりお客様の債務が解消されない場合、その範囲において本規定、楽天FX説明書及び約款等は継続して効力を有するものとします。

## 第24条 報告

お客様は、期限の利益の喪失事由に該当したとき、又はその虞があるとき（ただし、お客様が死亡した場合を除く）又は当社に差し入れている担保の目的物のみならず、お客様が他の債権者に対して差し入れている担保の目的物について、差押又は競売手続の開始があったとき、又はその虞れのあるときは、直ちに書面を以ってその旨を報告するものとします。

## 第25条 損害賠償の制限

当社の責めに帰すべき事由があった場合でも、当該事由の如何にかかわらず、お客様の逸失利益については、当社は一切の責任を負わないものとします。

## 第26条 サービス内容の変更

当社は、お客様に事前に通知することなく、楽天FXに関して提供するサービスの内容を変更することができるものとします。

## 第27条 クーリングオフ制度

お客様が注文執行後に当該注文に係る契約を解除すること（クーリングオフ）はできません。

## 第28条 適用法

本規定は、日本国の法律に準拠し、解釈されるものとします。

## 第29条 合意管轄

お客様と当社との間の楽天FXに関する訴訟については、当社本店所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

### 第30条 規定の変更

この法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに民法第 548 条の 4 の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネット又はその他相当の方法により周知します。

(2020 年 1 月)